

「指定短期入所生活介護」  
「短期入所・介護予防短期入所」  
重要事項説明書

社会福祉法人釧路啓生会  
在宅サービス釧路昭和啓生園  
老人短期入所施設

# 釧路啓生会サービス提供の 基本理念・基本方針

## サービス提供の基本理念

当施設のサービスを利用する方々が、心身共に健やかに、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援する。

## サービス提供の基本方針

- (イ) その人らしい生活を支える施設
- (ロ) 利用者の安全と自由が守られる施設
- (ハ) ぬくもりの伝わる施設
- (ニ) 介護に困っている方のお役にたてる施設
- (ホ) 利用者・家族・地域に信頼される施設

## ◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 利用料金のお支払い方法
6. 苦情の受け付けについて
7. 高齢者虐待防止のための措置に関する事項について
8. サービス利用の留意事項
9. 事故発生時の対応
10. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き
11. 非常災害対策
12. 感染症対策の強化
13. 第三者評価の実施について

## 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人釧路啓生会
法人所在地	北海道釧路市北園1丁目1番地27号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 中島 太郎
電話番号	0154-55-5252
設立年月日	昭和48年12月25日

## 2. 事業所の概要

### (1) ご利用施設

施設の名称	在宅サービス釧路昭和啓生園老人短期入所施設
種類	指定短期入所生活介護事業（併設・空床型）
事業所指定番号	0174100107
施設の所在地	北海道釧路市昭和南5丁目23番1号
施設長名	小 倉 健
電話番号	0154-51-5541
FAX番号	0154-51-3193
開設年月日	平成 11年 8月 1日
営業日	365日（年中無休）
利用定員	20人

### (2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従いご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るように支援する事を目的として、ご契約者に日常生活を営む為に必要な居室及び共用施設などをご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
運営の方針	在宅サービス釧路昭和啓生園の老人短期入所施設（ショートステイ）は、ご利用される方々が安心して楽しく生活でき、また介護にご苦勞されているご家族の皆さんのお役に立てる施設として、緊急にご利用の際もスピーディーにサービスの提供を致します。 但し、満室の場合は他の施設をご紹介します。 釧路昭和啓生園は、介護にご苦勞されている皆様のお役に立つことを願って各種相談、介護支援事業を行っております。

### 3. 職員の配置状況

#### 《職員の配置状況》

従業者の職種	配置数	区 分				指定基準
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者(施設長)	1		1			1
医 師 (嘱託)	2				2	
機能訓練指導員	6	1	5			1
看護師	8	1	5		2	3
介護員	6 8		5 5		1 3	利用者3人に1人
相談員	3		3			1
栄養士	2		2			管理栄養士1
事務員	5		5			
調理員	1 3		9		4	
営 繕	1		1			
介護支援専門員	2	1	1			
洗濯職員	5		2		3	

#### 《サービス従事者の勤務体制》

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
施 設 長	正規の勤務時間帯 9:00~18:00 常勤	4週8休
事 務 員	〃 〃	4週8休
相 談 員	〃 〃	4週8休
介 護 員	早出 7:00~16:00 遅出 10:00~19:00	4週8休
	日勤 9:00~18:00 準夜 13:00~22:00	
	深夜 22:00~ 7:00	
看 護 師	早出 7:00~16:00 遅出 10:00~19:00	4週8休
	日勤 9:00~18:00	
機能訓練職員	正規の勤務時間帯 9:00~18:00 常勤	4週8休
栄 養 士	〃 〃	4週8休
医 師	週1日 1日2時間	

## 4. 事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) 提供するサービス

#### ①介護保険給付の対象となるサービス

サービス種別	内 容
1. 食 事	<p>当事業所では、管理栄養士が立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮し、普通食・粥食・きざみ食等を提供いたします。</p> <p>献立は、季節の食材に配慮し、祝祭日等行事食も取り入れバラエティーに富んだお料理を心掛け、楽しく食事ができるよう工夫しています。(食材料費は別途いただきます。)</p> <p><b>朝食 7:30～ 8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00</b> *基本的な食事時間を記載しましたが、実際には個々の生活リズムあわせて食事をしていただけます。</p>
2. 入 浴	<p>週2回ご利用いただけますが、それ以上ご希望の方には、ご要望に応じます。また、身体状況により、各種浴槽(普通浴槽・特殊浴槽)を用意しております。</p> <p>体調不良により入浴が困難な場合は、清拭にて対応いたします。</p>
3. 排泄	<p>排泄の自立を促すため、ご利用者の心身の状態に応じた援助を行います。</p> <p>オムツ使用のご利用者には、排泄の自立を図るため、排泄間隔の把握に努め、適時のオムツ交換に努めます。</p>
4. 機能訓練	<p>理学療法士又は看護師により、ご利用者の心身などの状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を実施します。</p>
5. 健康管理	<p>看護師により健康管理を行います。サービス利用中の医療については、かかりつけ医の診察を受けていただくことを基本とします。</p>
6. 送迎	<p>ご自宅から事業所までの送迎を行います。</p>
7. その他 自立への支援	<p>① ご利用者の心身の状態応じ、家庭生活における生活習慣に配慮しつつ、日常生活上の家事などを促すことにより、可能な限り自立した日常生活を送れる様支援する。</p> <p>② ご利用者相互が社会的関係を築き、自律的な生活ができる様支援する。</p> <p>③ ご利用者の嗜好に応じた、趣味・娯楽に係る活動の機会を提供すると共に、これらの活動の支援をする。</p>

## ②介護保険給付の対象とならないサービス

サービスの種別	内 容
滞在費	ご利用期間内の居住空間相当分（日額×利用日数）をいただきます。
食費	ご利用期間内に提供する食費（食材料費＋調理費）
通常の事業実施区域外への送迎	通常の事業実施区域：釧路市「但し、音別町、阿寒町、阿寒湖畔を除く」及び釧路町「但し、遠矢、別保、昆布森を除く」にて、これ以外の区域。
レクリエーション サークル活動など	ご利用者の希望により、レクリエーションやサークル活動に参加していただくことができます。 材料費・経費などは実費ですので、ご契約者にもご確認のうえ事前に希望をとります。
日常生活上必要となる諸費用の実費について	日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。

## ③その他施設の対応で行うサービス（無料）

通院・入院時の送迎	ご利用者の通院や入院の送迎は、基本的には家族対応となっています。ただし、ご利用者の心身の状態、家族等の事情などを考慮し、送迎が必要な場合は別途相談に応じます。
洗濯	ご利用者の下着・衣類等の洗濯は、施設で行います。 但し、ドライマーク・化繊 100 パーセントのものは対応できません。

## (2) サービスの利用料金

### ①介護保険給付対象のサービス料金

#### ○短期入所生活介護費（併設型、1割負担）

	基本部分《算定項目》					
	介護度	介護単位 (1単位10円)	機能訓練指 導体制加算	夜間職員 配置加算	単位合計	短期入所介護費 利用者負担
併設型短期入所生活 介護費（介護・看護職員配置3…1）	要支援1	451単位	12単位		463単位	463円
	要支援2	561単位	12単位		573単位	573円
	要介護1	603単位	12単位	13単位	628単位	628円
	要介護2	672単位	12単位	13単位	697単位	697円
	要介護3	745単位	12単位	13単位	779単位	779円
	要介護4	815単位	12単位	13単位	840単位	840円
	要介護5	884単位	12単位	13単位	909単位	909円

※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)～22単位か、サービス提供体制加算(Ⅱ)～18単位のいずれかを算定。

#### ○短期入所生活介護費（併設型、2割負担）

	基本部分《算定項目》					
	介護度	介護単位 (1単位10円)	機能訓練指 導体制加算	夜間職員 配置加算	単位合計	短期入所介護費 利用者負担
併設型短期入所生活 介護費（介護・看護職員配置3…1）	要支援1	902単位	24単位		926単位	926円
	要支援2	1,122単位	24単位		1,146単位	1,146円
	要介護1	1,206単位	24単位	26単位	1,256単位	1,256円
	要介護2	1,344単位	24単位	26単位	1,394単位	1,394円
	要介護3	1,490単位	24単位	26単位	1,540単位	1,540円
	要介護4	1,612単位	24単位	26単位	1,680単位	1,680円
	要介護5	1,768単位	24単位	26単位	1,818単位	1,818円

※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)～44単位か、サービス提供体制加算(Ⅱ)～36単位のいずれかを算定。

○短期入所生活介護費（併設型、3割負担）

	基本部分《算定項目》					
	介護度	介護単位 (1単位10円)	機能訓練指 導体制加算	夜間職員 配置加算	単位合計	短期入所介護費 利用者負担
併設型短期入所生活 介護費（介護・看護職員配置3…1）	要支援1	1,353単位	36単位		1,389単位	1,389円
	要支援2	1,683単位	36単位		1,719単位	1,719円
	要介護1	1,809単位	36単位	39単位	1,884単位	1,884円
	要介護2	2,016単位	36単位	39単位	2,091単位	2,091円
	要介護3	2,235単位	36単位	39単位	2,310単位	2,310円
	要介護4	2,445単位	36単位	39単位	2,520単位	2,520円
	要介護5	2,652単位	36単位	39単位	2,727単位	2,727円

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～66単位か、サービス提供体制加算（Ⅱ）～54単位のいずれかを算定。

○各種サービス単価表（各介護度共通）

加算種類	条件	加算単位	加算金額	利用者負担額
送迎加算（片道）	送迎を行う場合	184単位	1,840円	184円
若年性認知症利用者受入加算（日）	若年性認知症利用者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合	120単位	1,200円	120円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等の確保、処遇改善の為の加算		1ヶ月の単位に14%を乗じる。	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	利用者の安全や介護サービスの質向上、職員の負担軽減のための委員会を開催し、安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づく改善活動を継続的に行っている事		1月につき	10単位

②介護保険給付対象外サービス料金

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

《サービスの概要と利用料金》

①滞在費

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたりかかる費用です。（単位 円/日）

負担限度額				基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
従来型個室				
380	480	880	880	1,231
多床室				
0	430	430	430	915

## ②食 費

1食あたりの食費は、朝食395円、昼食525円、夕食525円となりますが、所得状況等によりご負担いただく1日の負担限度額は下表の通りとなっています。

(単位 円/日)

負 担 限 度 額				基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
300	600	1,000	1,360	1,445

### ○その他

サービスの種別	料 金
レクリエーション サークル活動など	ご利用者の希望により、レクリエーションやサークル活動に参加していただくことができます。 材料費・経費などは実費ですので、ご契約者にもご確認のうえ事前に希望をとります。
日常生活上必要となる諸費用の実費	日常生活用品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。※オムツ代は介護保険給付対象となっていますので、負担の必要はありません。

※ 課税状況により社会福祉法人の軽減制度の適用を受けられます。

※ サービス提供体制強化加算につきましては、職員の配置状況等により、(I)(II)どちらかの算定となります。

※ 課税世帯の方で一定以上の所得のある方は本人負担額が「介護保険負担割合証」を基に2割、3割になります。

## (3) その他、利用料金について

- ①ご利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額 一旦お支払いいただき、要介護度決定後、介護保険から自己負担額を除く金額が払い戻されます。(償還払い) \*申請される場合には、「サービス提供証明書(利用領収書)」を交付いたします。
- ②介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて契約の負担額を変更します。
- ③利用期間中に、ご利用者が受診された専門医療機関での医療費については、ご契約者の支払いとなります。

## (4) 利用の中止・変更・追加

- ①利用予定期間の前に、ご契約者の都合により短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。
- ②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、当日の食材料費1食分相当(500円)を、キャンセル料としてご負担いただきます。但し、前日までに申し出があった場合、キャンセル料は発生しません。

- ③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ④契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に提供されたサービスに係る利用料金は、お支払いいただきます。

#### (5) サービス利用料金の算出

サービス利用料金(介護費+送迎費用) + 食事代 + 滞在費 = 個人負担金

### 5. 利用料金のお支払い

利用料・費用は、ご利用期間分を1ヶ月毎に計算してご請求致します。  
翌月20日までに下記の方法によりお支払いください。

お支払い方法 : 銀行口座の自動引落しをお願いします。

※ ただし、現在、みずほ銀行と秋田銀行の口座は利用できませんので、ご了承ください。

### 6. 苦情の受け付けについて

#### (1) 当事業所における苦情受付

サービス利用者等が、苦情の申し出をしやすい環境を整えるため、苦情受付担当者を下記のとおり配置しています。

苦情があった場合は、直ちに苦情受付担当者が内容・意向等を聞くとともにサービス提供者からも事情を確認します。その上で内容等を精査し、苦情解決責任者へ報告、または必要に応じて会議を開催し、速やかに対応方法を含めた結果報告、関係者への連絡調整を行います。その際苦情に対する内容、経過、対応記録を保管し再発防止に活用します。

苦情受付窓口	総務課長 小笠原 徹
受付方法	電話・郵便・苦情受付ボックス(特養・在宅玄関に設置)
受付時刻	毎週 月曜日～金曜日 9:00～18:00
電話番号	0154-51-5541

※ 苦情等について、電話、郵便物又は玄関(特養、在宅)のカウンターにボックスを設置しています。

## (2) 行政機関その他苦情受け付け機関

釧路市役所 介護保険・所轄担当課	所在地	釧路市黒金町7丁目5番地
	電話番号	0154-23-5151
	FAX	0154-32-2003
	受付時間	8:50~17:20
釧路町役場 介護保険・所轄担当課	所在地	釧路町別保1丁目1番地
	電話番号	0154-62-2111
	FAX	0154-40-5240
	受付時間	8:45~17:15
北海道国民健康保健 団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	電話番号	011-231-5161
	FAX	011-231-5178
	受付時間	9:00~17:00

## 7. 高齢者虐待防止のための措置に関する事項について

当事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

### (1) 事業所としての措置

① 高齢者虐待防止に関する委員会、担当者を以下のとおり選定しています。

高齢者虐待防止に関する委員会	身体拘束廃止・虐待防止委員会
高齢者虐待防止に関する担当者	施設サービス課長補佐：近藤 ゆかり

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を9項のとおり整備しています。
- ④ 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ⑤ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ⑥ 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できるよう配慮するほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組めるように努めます。

### (2) 相談・通報先

釧路市福祉部介護高齢者福祉課 介護予防担当	所在地	釧路市黒金町7丁目5番地
	電話番号	0154-23-5185
	受付時間	8:50~17:20
釧路町健康福祉部介護高齢課 地域包括支援係	所在地	釧路郡釧路町東陽大通西1丁目1番1
	電話番号	0154-40-5217
	受付時間	8:45~17:15
北海道高齢者虐待防止・ 相談支援センター	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2.7 2階
	電話番号	011-281-0928
	受付時間	9:00~17:00

## 8. サービス利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

### (1) 持ち込みについて

利用にあたり、日常生活に必要なものは取り揃えておりますが、特別なものの持ち込みを希望される場合にはご相談ください。

### (2) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。  
故意に、又はわずかな注意をはらえば避けられたにも係わらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。
- ② ご契約者にたいするサービスの実施及び安全衛生などの管理上必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。  
但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮をいたします。
- ③ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) ハラスメント防止対策について

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項(職員に対する禁止行為)
  - ・身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼすまたは及ぼされそうになった行為)
  - ・精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
  - ・セクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

### (4) 喫煙について

施設内での喫煙は「改正健康増進法上」からもできません。

## 9. 事故発生時の対応

- ① 当事業所において、サービス提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族、関係機関等に連絡を行うとともに、事故発生対応のマニュアルに基づき必要な措置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- ③ 事業者の責任により生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。又、安全対策に関する委員会、担当者を以下のとおり選定しています。

安全対策に関する委員会	安全対策委員会
安全対策に関する担当者	施設サービス課長補佐: 近藤 ゆかり

## 10. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

当事業所は、介護保険指定基準の身体拘束禁止規定により、サービス提供にあたっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為は行いません。

「緊急やむを得ない場合」とは、一時的に発生する突発自体にのみ限定しますが、次ぎの要件、手続きに沿って慎重に判断することを約束します。

- ① 「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、「緊急やむを得ない場合」に該当すると施設全体が判断した場合。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、拘束の内容、目的、時間、その際の利用者の心身の状況、拘束を行った理由を記録し、利用者又は家族の確認を得るものとします。
- ③ 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その後の、利用者の日々の心身の状況などの観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行い遂次その記録を加えご家族へ情報をお伝えします。

## 1 1 . 非常災害対策

短期入所サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難など適切な措置を講ずるものとする。また、管理者は日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力関係機関との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとるものとしします。

また、非常災害に備え、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難訓練を行うものとしします。さらに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知します。

## 1 2 . 感染症対策の強化

### (1) 感染症対策の強化

- ① 当事業所においては感染症対策の為、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)を実施し、感染症の発生防止に努めるとともに、園内感染発生時においては、蔓延防止に努めます。
- ② 事業所内の感染防止のため、下記の理由により、サービス利用を中止又は延期させていただく場合があります。
  - ・サービス利用前の健康確認により、発熱、咳、鼻水、倦怠感等の感染が疑われる症状が顕著であった場合
  - ・同居者の感染症罹患があった場合
  - ・事業所内で感染が確認され、営業を休止する場合

### (2) 感染の発生時における対応

- ① 当事業所関係者に感染が発生した際は、必要に応じて保健所及びその他の関係機関へ報告を行うとともに、必要な情報提供を行います。
- ② 感染が発生した際は、感染症マニュアルに沿った対応を行います。
- ③ 職員の感染状況などにより、最低限の人員によるサービス提供となる場合があります。その際は、受入利用者数の制限やサービス提供時間の短縮、サービス内容の一部変更等を行うことがあります。

### (3) その他

- ① サービス利用中に、熱発やその他感染が疑われる症状が見られた場合は、かかりつけ病院等の医療機関への受診を依頼するとともに、受診の結果、感染症の発症やその他療養が必要との診断を受けた場合は、原則、サービス利用を中止させていただきます。

## 1 3 . 第三者評価の実施について

当該事業所においては、上記について現段階では検討中であり、実施はしておりません。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

在宅サービス釧路昭和啓生園老人短期入所施設

説明者職氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

契約者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

令和6年8月1日現在